

報告第21号

教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件

教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提示すべき意見について、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項ただし書の規定による教育長の臨時代理により、令和4年1月25日に別紙のように決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和4年2月2日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松司郎

(別 紙)

教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見

教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、異議ありません。

令和4年1月25日

西宮市教育委員会

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員等の旅費に関する条例（昭和34年西宮市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

第3条第2項中「、又は」を「又は」に、「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第1号中「)には、当該職員」を「) 当該職員」に改め、同項第2号中「場合には、当該職員」を「場合 当該職員」に改め、同項第3号中「ときは、当該遺族」を「とき 当該遺族」に改め、同条第3項中「、第29条若しくは地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第39条または」を「若しくは第29条又は」に改め、同条第5項中「外」を「ほか」に、「定」を「定め」に改め、同条第6項中「を変更（取消を含む。）され」を「が変更され、若しくは取り消され」に改める。

第6条第1項中「・船賃・航空賃・車賃・日当・宿泊料」を「、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料」に改め、同条第5項及び第6項中「当り」を「当たり」に改め、同条第7項中「夜数に応じ1夜当りの定額」を「宿泊について、宿泊料金等」に改め、同条第8項中「当り」を「当たり」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

第9条及び第10条 削除

第11条中「、職務の級の変更」を削る。

第18条及び第19条を次のように改める。

（日当）

第18条 日当の額は、1日当たり1,200円（昼食を要しない場合にあつては、200円）とする。

2 前項の日当は、規則で定める地域内における旅行については、支給しない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が別に定める旅行における日当の額は、1日当たり500円とする。

（宿泊料）

第19条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料金の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、現に支払った宿泊料金の額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額を宿泊料の額とする。

（1）宿泊料金に夕食代及び朝食代が含まれていない場合 2,400円

（2）宿泊料金に夕食代が含まれていない場合（前号に掲げる場合を除く。） 1,600円

（3）宿泊料金に朝食代が含まれていない場合（第1号に掲げる場合を除く。） 800円

3 前2項の規定による宿泊料の額が1夜当たり12,000円を超えるときは、これらの規定にかかわらず、当該1夜の宿泊料の額は、12,000円とする。

4 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行にあつては、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

第20条第1項中「別表の定額による」を「1夜当たり2,400円とする」に改める。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

第24条中「第3条第2項第1号」の次に「に掲げる職員に対して、同項」を加え、「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同条各号中「前職務相当の」を削る。

第25条第1項中「第3条第2項第2号」の次に「に掲げる職員に対して、同項」を加え、「前職務相当の」を削り、同条第3項中「第3条第2項第3号」の次に「に掲げる職員に対して、同項」を加え、同項第3号ただし書中「こえる」を「超える」に改める。

別表を削る。

(西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正)

第2条 西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和31年西宮市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別表の旅費等級1等の者に支給する額相当額を本市職員の例により」を「の規定の例により旅費を」に改める。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例（昭和31年西宮市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「として」の次に「職員等の旅費に関する条例（昭和34年西宮市条例第14号）の規定の例により」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「近接地」を「地域」に改め、同項を同条第2項とする。

別表中「、第4条」を削り、同表旅費の額の欄を削る。

(西宮市の機関に出頭する者の実費弁償条例の一部改正)

第4条 西宮市の機関に出頭する者の実費弁償条例（昭和31年西宮市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第3号中「第109条第5項及び」を削り、「第115条の2第1項」の次に「(同法第109条第5項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第109条第5項及び」を削り、「第115条の2第2項」の次に「(同法第109条第5項において準用する場合を含む。)」を加え、「、又は」を「又は」に改め、同条第7号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

第3条第2項中「または」を「又は」に、「の外に」を「のほかに」に、「別表の旅費等級2等の者に支給する額相当額の旅費を本市職員の例により」を「の規定の例により旅費を」に改める。

(教育職員の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 教育職員の旅費に関する条例（昭和39年西宮市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(移転料等の支給)

第3条 職員が赴任（新たに採用された職員のうち委員会規則で定める者が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所又は旧勤務地から本市に旅行することをいう。）した場合において、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、委員会規則で定めるところにより、その者に対して別に旅費として移転料、着後手当及び扶養親族移転料を支給することができる。

2 移転料の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定の例によるものとする。

3 着後手当の額は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、目的地に到達した日及びその翌日に係る日当及び宿泊料に相当する額によるものとする。

4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2以下に相当する額並びに当該扶養親族の旅行に要する鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃を委員会規則で定めるところにより支給する。

5 職員が、修学旅行、林間學習、臨海學習その他学校以外の場所で行う教育活動のため旅行した場合において支給する旅費の額は、委員会規則で定めるところにより調整することができる。

別表を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和62年西宮市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条中「または」を「又は」に、「第3条第3項に定める赴任」を「第3条第1項に規定する赴任に係る旅費」に改める。

新旧対照表（教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案）

（ 路 ）
（ 削 除 ）
（ 旅費の支給）

第3条 職員に対して支給する旅費は、職員等旅費条例の規定によるほか、次項から第8項までに定めるところによる。

2 車賃、日当、宿泊料および食事料の額は、職員等旅費条例別表に定める額とする。〔2〕〔5〕〔6〕〔7〕

第3条 職員が走合（新規）を採用された職員のうち委員会規則で定める者がその採用に伴う移転のため住所有（くじゆ所）又は勤務地から本巣市（以下「西宮市」という。）した場合に、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、委員会規則で定めるところにより、その者に対して別途旅費として移転料、着後手当及び扶養親族移転料を支給することができる。

2 移転料の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の規定の例によるものとする。

3 着後手当の額は、走合（住所有）又は居所の移転について、目的地を到達した日及びその翌日に係る日当及び宿泊料の2倍分を相当する額とする。

（ 路 ）

（ 旅費の支給）

第3条 職員に対して支給する旅費は、職員等旅費条例の規定によるほか、次項から第8項までに定めるところによる。

2 車賃、日当、宿泊料および食事料の額は、職員等旅費条例別表に定める額とする。〔2〕〔5〕〔6〕〔7〕

3 職員が走合（新規）を採用された職員のうち委員会規則で定める者がその採用に伴う移転のため住所有（くじゆ所）又は勤務地から本巣市（以下「西宮市」という。）した場合に、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、委員会規則で定めるところにより、その者に対して別途旅費を支給することができる。〔7〕

4 前項の規定による旅費の種類は、職員等旅費条例第6条各項に定めるもの（ほが）移転料、着後手当および扶養親族移転料とする。〔7〕

5 移転料の額は、走合（住所有）又は居所の移転について路程に応じて別表の足額によるものとする。ただし、扶養親族を移転しない場合（扶養親族の場合は、場合を含む。）は、委員会規則で定めるところにより減額することができる。〔5〕〔7〕

6 着後手当の額は、走合（住所有）又は居所の移転について、目的地を到達した日及びその翌日の手当の額とする。

7 着後手当の額は、走合（住所有）又は居所の移転について、目的地を到達した日及びその翌日の2倍分を相当する額とする。ただし、新

4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2以下に相当する額並びに該扶養親族の旅行に要する鉄道賃、船賃、航空賃及ぶ車賃を委員会規則で定めるところにより支給する。

5 職員が、修学旅行、林間学習、臨海学習その他学校以外の場所で行う教育活動のため旅行した場合において支給する旅費の額は、委員会規則で定めることにより調整することができます。

(略)

7 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、職員相当の日当、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の2以下に相当する額をもととして、該扶養親族の旅行に要する鉄道賃、船賃、航空賃を委員会規則で定めるところにより支給する。〔7〕

8 職員が、修学旅行、林間学習、臨海学習その他学校以外の場所で行なう教育活動のため旅行した場合において支給する旅費の額は、委員会規則で定めるところにより調整することができる。〔7〕

(略)

別表 第3条関係

鉄道旅 行							
120 00	150 00	100 00	150 00	100 00	150 00	100 00	150 00
ロスル リ上200 0キロメ トロ未満	ロスル リ上150 0キロメ トロ未満						
日	日	日	日	日	日	日	日
210.0 00	18.000 00	69000 00	69000 00	121.000 00	98.000 00	80.000 00	690 00
種別							
多量料 金							

۱۰

付 則
(施行期日)

第一条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後のそれを除く条例の規定は、この条例の施行の日以後、出港する旅行が適用し、同日前に出了した旅行については、なほ、往前の例による。